

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第五十二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十八条第一項の規定に基づき、規制海域におけるとらふぐはえ縄漁業について、次のとおり指示する。

平成三十年三月十九日

日本海・九州西広域漁業調整委員会会長 田中 英次

1 定義

この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「規制海域」 熊本県天草市魚貫埼と長崎県五島市富江町笠山鼻を結ぶ線及び長崎県五島市富江町笠山鼻正西の線以北、最大高潮時海岸線上島根山口両県界から正北の線以西の日本海及び東シナ海の海域のうち我が国の排他的経済水域、領海及び内水（内水面を除く）。ただし、漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第二十七条に規定する瀬戸内海、有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律（平成十四年法律第二十号）第二条に規定する有明海及び八代海を除く。
- (2) 「とらふぐはえ縄漁業」 動力漁船によりはえ縄を使用してとらふぐをとることを目的とする漁業。

2 操業の承認

規制海域において、平成三十年五月一日から平成三十一年四月三十日の間に総トン数五トン以上の船舶を使用してとらふぐはえ縄漁業を営もうとする者は、使用する船舶ごとに、日本海・九州西広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

3 承認隻数の上限

次の表の上欄に掲げる県ごとに、下欄に掲げる承認隻数の上限を定める。

県名	承認隻数上限
山口県	五十八隻
福岡県	八十六隻
佐賀県	二十二隻
長崎県	九十五隻
熊本県	一隻
広島県	九隻

4 承認証の交付及び備付け義務

- (1) 委員会は、2の承認をしたときは、申請者に別記様式第一号による承認証を交付する。
- (2) 前号の規定により承認証の交付を受けた者は、当該承認に係る規制海域において当該承認漁業を営む期間中、当該承認証を当該承認に係る船舶内に備え付けておかなければならない。

5 承認番号の表示

2の承認を受けた者は、当該承認に係る船舶の船橋の両側の見やすい場所に別記様式第二号により当該船舶に係る承認番号を表示しなければ、当該船舶を当該承認に係る規制海域におけるとらふぐはえ縄漁業に使用してはならない。

6 承認の取消

委員会は、とらふぐはえ縄漁業を営む承認を受けた者が、委員会が発出したこの指示に違反した場合は、承認を取消することがある。

7 操業の届出

規制海域において、総トン数五トン未満の船舶を使用してとらふぐはえ縄漁業を営もうとする者は、使用する船舶ごとに、委員会へ届け出なければならない。

8 漁獲成績報告書

2の承認を受けた者及び7の届出をした者は、当該承認又は届出に係る漁業の漁獲成績報告書を委員会へ提出しなければならない。

9 取扱要領

この指示に定めるもののほか、操業の承認及び届出等に関する取扱いについては、委員会が別に定める。

10 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成三十年五月一日から平成三十一年五月三十一日までとする。

とらふぐはえ縄漁業承認証				
承認番号				
漁業者	住所			
	氏名又は名称			
船舶	船名		総トン数	
	漁船登録番号		使用権の種類	
漁業の方法				
漁業根拠地				
承認期間	年 月 日から 年 月 日まで			
年 月 日				
日本海・九州西広域漁業調整委員会会長				印

(記載例)

とらふぐはえ縄漁業承認証				
承認番号	広委第 1 0 0 1 号			
漁 業 者	住 所	山口県萩市山川町 1 番 2 号		
	氏名又は名称	山口太郎		
船 舶	船 名	第 8 やまぐち丸	総トン数	1 0 トン
	漁船登録番号	Y G 2 - 1 2 3	使用権の種類	自己所有船
漁業の方法	底縄			
漁業根拠地	山口県萩市			
承認期間	平成 3 0 年 8 月施行日から平成 3 1 年 4 月 3 0 日まで			
平成 3 0 年 月 日 (※施行日) 日本海・九州西広域漁業調整委員会会長				
				印

別記様式第二号

広委〇〇〇

備考 各文字及び数字は次により明瞭に表示すること。

- (1) 〇〇〇の部分には、当該船舶に係る承認番号を表示すること。
- (2) 大きさは12センチメートル大以上、太さは2.4センチメートル以上、間隔は3.2センチメートル以上とする。
- (3) 文字及び数字は黒色とする。
- (4) 船舶の規模によっては、二段書きによる承認番号の表示も可とする。

(記載例1)

広委1002

(記載例2)

広 委
1 0 0 2

